

河川砂防課

- 新規評価箇所検討一覧表（BBB 評価以上）
…P1
- 新規事業概要
 - ・ 河川事業 …P2
- 公共事業新規評価調書（整備系） …P9

番号	種別	事業区分	事業名	箇所名等 (路河川・地区名)	施工箇所			事業概要	評価			判断	総事業費 (百万円)	公・単	完成 予定 年度	重要施策との関連性 (他事業との関連含む)	新規評価に至った経緯
					市町名	旧市町名	町・大字 等		位置 づけ	必要 性・ 効果	実施 環境						
1	河川	生活関連	広域河川改修事業 (特定都市河川浸水被害対策推進事業)	一級河川 六角川水系	武雄市			河道拡幅、遊水地整備等	A	A	A	I	11,500	公	R26	佐賀県施策方針2023「くらしを守る治水対策の推進」に位置付け	当該区間は流下能力が低く、令和3年8月豪雨において、浸水被害が発生し、対策の必要があるため。 (令和5年3月に特定都市河川に指定)

広域河川改修事業 (特定都市河川浸水被害対策推進事業)

県土整備部 河川砂防課

特定都市河川浸水被害対策推進事業とは...

事業の目的

これまで県管理河川において、県民の生命・財産を浸水被害から守るため河川改修事業を実施しているが、その中で、特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域で河川の整備、雨水貯留浸透施設の整備等を計画的・集中的に実施することで流域での浸水被害の軽減を図る。

整備前(武雄市)



整備(イメージ)



広域河川改修事業

(特定都市河川浸水被害対策推進事業)

河川砂防課

1

○事業概要

事業地区	一級河川六角川水系 (武雄市朝日町甘久 他)
事業期間	令和7～26年度
総事業費	11,500百万円

○事業の目的

六角川水系六角川は低平地を緩流する蛇行河川で、有明海の干満差6mもの潮の影響を受け、内水被害が頻発する水害常襲河川。

六角川水系では、近年においても令和元年8月、令和3年8月いずれも浸水家屋3,000戸以上の大規模な浸水被害が発生。

これらの浸水被害を踏まえ、令和5年3月に六角川水系六角川他32河川を特定都市河川に指定、令和6年度中に六角川流域水害対策計画を策定予定。

令和7年度以降、策定した計画に基づき河道拡幅や遊水地整備等を行うことで、浸水被害の軽減を図る。

2

○現地状況(大雨時)

整備の必要性: 六角川水系では、近年においても令和元年8月、令和3年8月いずれも浸水家屋3,000戸以上の大規模な浸水被害が発生していることから、河道拡幅や遊水地整備等を行うことで、浸水被害の軽減を図る。



3

○事業効果

○国、県、市が連携して浸水対策を実施することで、令和3年8月洪水規模の
家屋床上浸水を解消する。

床上浸水家屋 917戸

※R3年8月被災時点の再現



激特事業による治水対策
※令和元年8月豪雨を受け、事業実施

床上浸水家屋 450戸



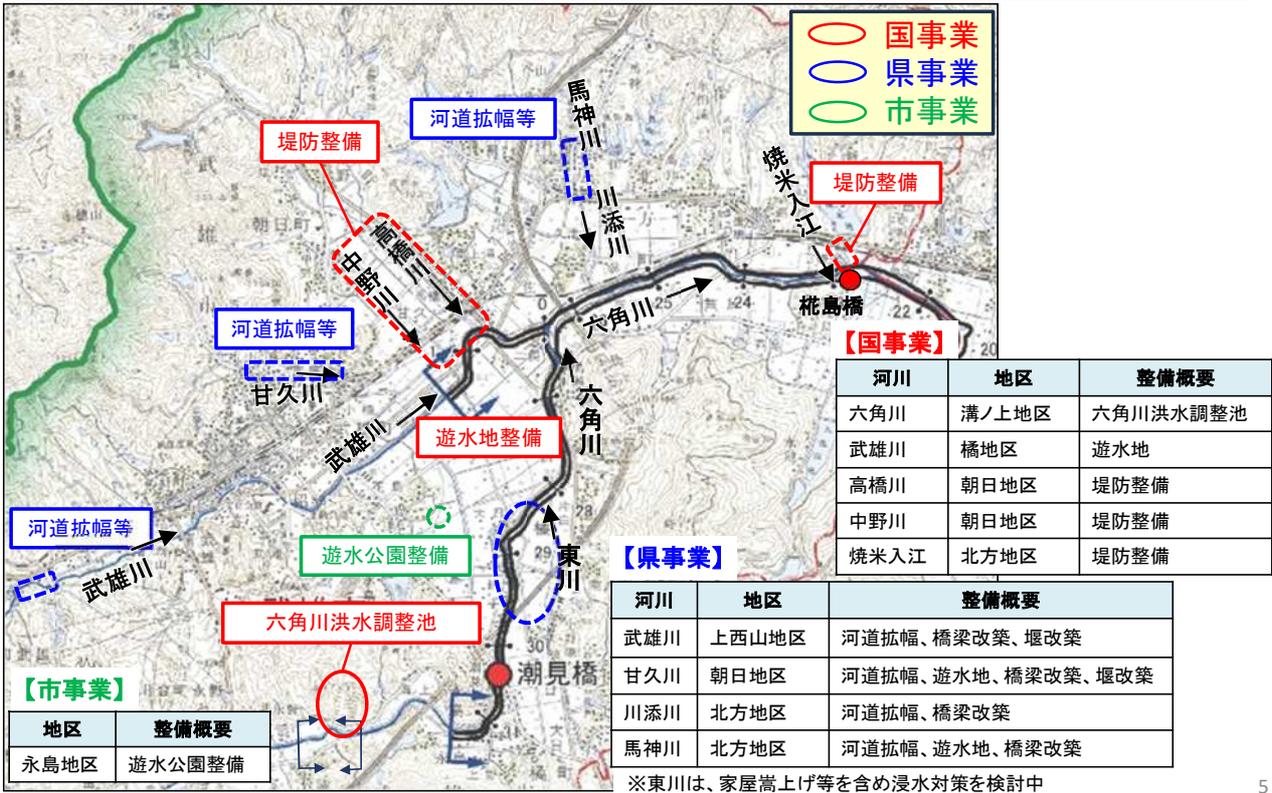
流域水害対策計画による
国、県、市の連携した浸水対策
※特定都市河川浸水被害対策推進事業等

床上浸水家屋 『**解消**』

※R3年8月洪水規模

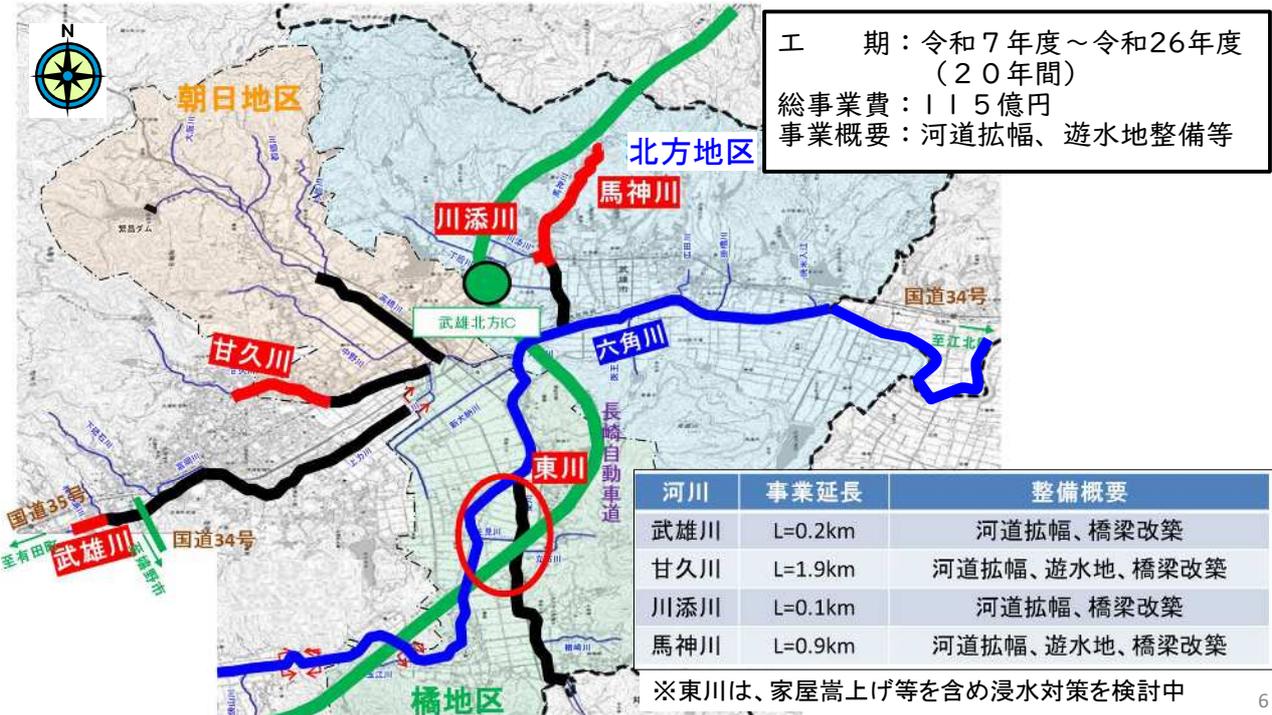
4

○六角川水系の整備イメージ(国、県、市)



○県の事業概要(位置図)

施工箇所：武雄市内



○新規マニュアル評価に基づく評価内容

事業区分 整備系(生活関連事業)
事業名 広域河川改修事業(特定都市河川浸水被害対策推進事業)

(1)位置づけ (A)【80/100】

○整備・事業計画等:県土整備部の政策に関する方針等

県土整備部の基本方針(治水対策の推進)に位置付けられている。【10/10】

(位置付けられている【10/10】、位置付けられていない【0/10】)

○整備・事業計画等:河川整備計画等

六角川流域水害対策計画の策定中(流域水害対策計画の案を公表済(令和7年1月)) 【30/50】

河川整備計画又は流域水害対策計画に位置付けられている【50/50】、
流域治水プロジェクトに位置付けられている【40/50】

河川整備計画の策定中(川づくり委員会及び公聴会を開催済)又は流域水害対策計画の
策定中(流域水害対策計画の案を公表済)【30/50】、上記計画がない【0/50】

○被災履歴:浸水被害回数

浸水被害回数が13回(S28.6、S31.8、S42.7、S47.7、S55.8、H2.7、H5.8、H7.7、H21.7、H24.7、
H30.7、R1.8、R3.8)である。【20/20】

2回以上【20/20】、1回【10/20】

○被災履歴:浸水被害の規模(浸水戸数、浸水面積)

浸水家屋3,307戸の浸水被害(R3.8)がある。【20/20】

家屋が25戸以上又は面積が30ha以上【20/20】、家屋が5~24戸以上又は面積が5~30ha未満【10/20】
家屋が5戸未満又は5ha未満【0/20】

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(2)必要性・効果 (A)【80/100】

○事業の効果:費用対効果(B/C)

費用対効果(B/C)は3.8である。【60/60】

2.0以上【60/60】 → 321.3億円 / 84.0億円 ≒ 3.8
1.0以上~2.0未満【50/60】
1.0未満【0/60】

○構造上の課題:堤防の危険度

堤防天端高と背後地盤高の差が0m未満である。【0/20】

(堤防天端高-背後地盤高)が1.0m以上【20/20】、(堤防天端高-背後地盤高)が0m~1.0m未満【10/20】
(堤防天端高-背後地盤高)が0m未満【0/20】

○公共施設等:福祉又は公共施設の数

被害想定区域内に福祉又は公共施設が3施設以上ある。【20/20】

(3施設以上あり【20/20】、1~2施設【10/20】、0施設【0/20】)

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

※河川改修事業の費用対効果(B/C)の考え方

○総便益(B):治水施設整備によりもたらされる総便益額(被害軽減額) **32,134百万円**

- ・一般資産被害(家屋、家庭用品、事業所資産、農漁家資産)
- ・農作物被害(水稻、畑作物)
- ・公共土木施設等災害被害(道路、橋梁、農地等)
- ・間接被害(事業所の営業停止被害、応急対策被害等)
- ・残存価値

○総費用(C):治水施設の整備及び維持管理に要する費用 **8,396百万円**

- ・建設費
- ・維持管理費(※事業完了後50年間)

○費用便益費:総便益(B)/総費用(C) **32,134/8,396 ≒ 3.8**

- ・評価期間:整備期間20年と耐用年数50年

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(3)実施環境  (A)【80/100】

○地元状況:周辺住民の合意

武雄市常襲水害地対策促進期成会からの要望書が提出されている。 【40/60】

- 事業に対して協力的で、用地買収などの調整が図られている【60/60】
- 事業に対して協力的で、同意が得られている【40/60】
- 事業に対して同意が得られている【20/60】
- 事業に対して同意が得られていない【0/60】

○地元状況:市町村計画の位置付けや愛護団体等の取組み状況

永島地区遊水公園に関する武雄市の計画があり、かつ、治水シンポジウムが開催されるなど積極的な取り組みがある。 【40/40】

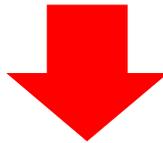
- 河川整備に関する市町村の計画があり、かつ、愛護団体などの市民参加等、積極的な取り組みがある【40/40】
- 整備について熱心に要望活動を行っている【30/40】
- 期成会等はないが、計画に対して協力的である【20/40】
- 計画に対して非協力的である【0/40】

○新規評価に基づく判断

(1)位置づけ … (A)

(2)必要性・効果 … (A)

(3)実施環境 … (A)



総合評価：I 優先的に事業を実施

公共事業新規評価調書(整備系)

本部署名	県土整備部	確認者	河川砂防課	課長	中原 慶太
		作成者	杵藤土木事務所	所長	伊賀屋 豊

事業区分	整備系 (生活関連事業)	事業名	地区名等	総事業費
		広域河川改修費(特定都市河川浸水被害対策推進事業)	一級河川 六角川水系	11,500百万円 (事務費込み)

事業地		着工予定年度	完成予定年度
武雄市朝日町甘久		令和7年度	令和26年度

事業目的	事業計画内容
<p>○六角川では、令和元年(浸水家屋3,240戸)、令和3年(浸水家屋3,307戸)と大規模な浸水被害が発生。</p> <p>○これらの浸水被害を踏まえ、令和5年3月に六角川水系六角川他32河川を特定都市河川に指定され、令和6年度中に六角川流域水害対策計画を策定予定である。六角川水系において、河道拡幅や遊水地等の整備を行い浸水被害防止を図る。</p>	<p>○河川改修 (武雄川、甘久川、川添川、馬神川、東川) 河道拡幅 橋梁、堰改築 遊水地整備 等</p>

評価の視点	評価内容	評価
(1) 位置づけ	<p>○ 整備・事業計画等:各部の施策に関する方針等 治水対策の推進 10/10点 〔県土整備部の施策に関する方針等に位置付けられている〕</p> <p>○ 整備・事業計画等:河川整備計画等 策定予定:〔流域水害対策計画の策定中(流域水害対策協議会を開催済)〕 30/50点</p> <p>○ 被災履歴:浸水被害回数 13回 : R3.8、R1.8、、、〔2回以上〕 20/20点</p> <p>○ 被災履歴:浸水被害の規模(浸水戸数、浸水面積) 3,307戸 :〔家屋が25戸以上又は面積が30ha以上〕 20/20点</p>	A (80点)
(2) 必要性・効果	<p>○ 事業の効果:費用対効果(B/C) 3.8 :〔2.0以上〕 60/60点</p> <p>○ 構造上の課題:堤防の危険度 堤防天端高-背後地盤高 : 0m(堀込) 0/20点 〔(堤防天端高-背後地盤高)が0m未満〕</p> <p>○ 公共施設等:福祉又は公共施設の数 :[3施設以上有り] 20/20点</p>	A (80点)
(3) 実施環境	<p>○ 地元状況:周辺住民の合意 要望書あり。 40/60点 〔事業に対して協力的で、同意が得られている。〕</p> <p>○ 地元状況:市町村計画の位置付けや愛護団体等の取組み状況 河川整備に対する要望 40/40点 〔永島地区遊水公園に関する武雄市の計画があり、かつ、治水シンポジウムが開催されるなど積極的な取組みがある。〕</p>	A (80点)

評価	A A A	条件等
判断	I	
	○優先的に事業を実施	

定性評価調書

○ 自然環境保全

内 容
現河床の形態を極力保持し、現況河道の特性を大きく変化させないように努める。 水際は、植生の創出に努めるなど、生物の生息・生育・繁殖環境と良好な河川景観の保全・創出に配慮した工法を採用する。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載

○ 生活環境対策

内 容
大気汚染について、配慮している事項(排ガス対策型機械の使用) リサイクルに配慮している事項(建設副産物の適正処理、再生材の使用)

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載

○ コスト縮減策

内 容
現場発生材やクラッシャーラン等再生材の有効利用 他工事へ発生土を流用する等、管財全体でコスト削減を目指します。

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載

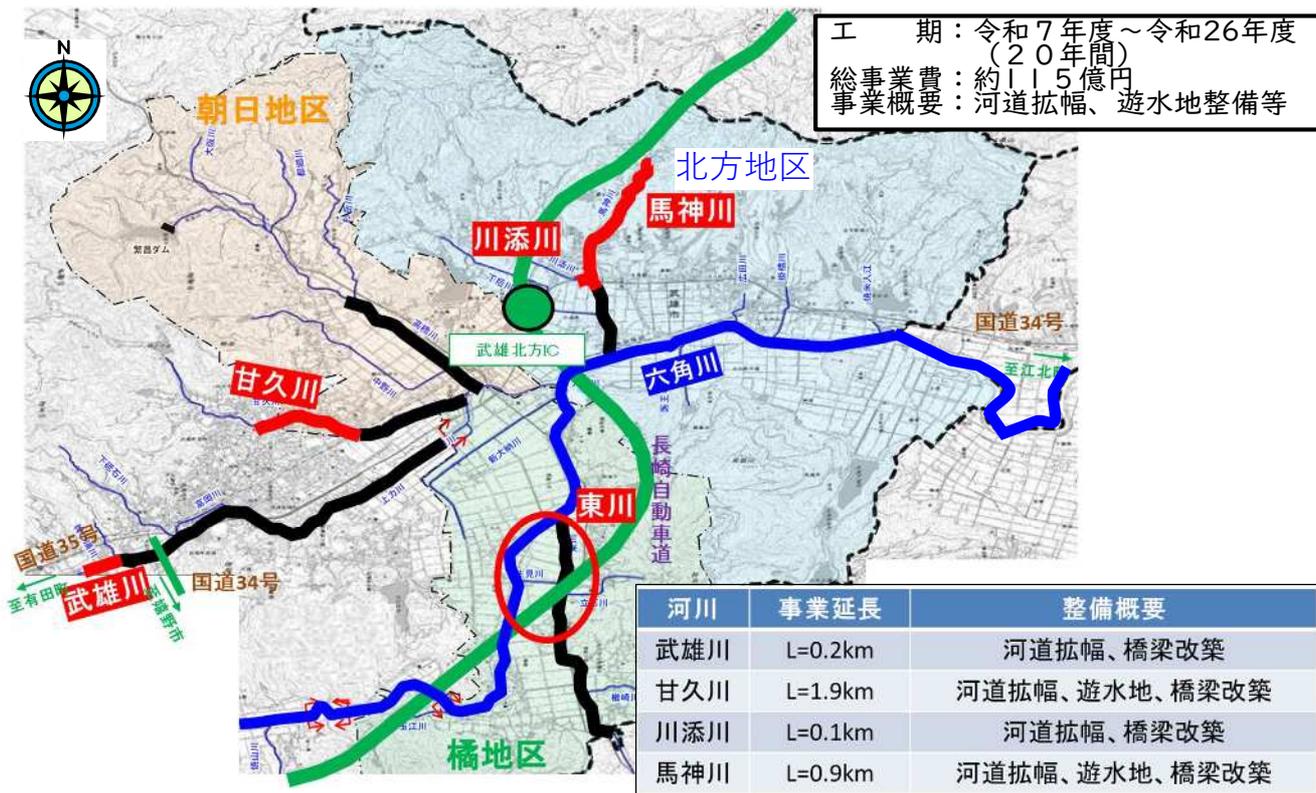
○ 特記事項

内 容

※ 特に記述することがあれば記載

【河川事業：河川】一級河川 六角川水系

今年度策定する流域水害対策計画を踏まえ、浸水被害対策として県河川の河川改修を予定



※東川は、家屋嵩上げ等を含め浸水対策を検討中

1

○現地状況(大雨時)

整備の必要性：六角川水系では、近年においても令和元年8月、令和3年8月いずれも浸水家屋3,000戸以上の大規模な浸水被害が発生していることから、河道拡幅や遊水地整備等を行うことで、浸水被害の軽減を図る。

大雨時の浸水状況



大雨時の浸水状況



新規評価箇所総括表【二次評価に至らなかったもの】

様式2
担当課 河川砂防課

番号	種別	事業区分	事業名	箇所名等 (路河川・地区名)	施工箇所			事業概要	評価			判断	2次評価に至らなかった理由
					市町名	旧市町名	町・大字等		位置づけ	必要性・効果	実施環境		
1	河川	生活関連	河川整備事業	小侍川	多久市		北多久町 筋原	河川改修	-	-	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため
2	河川	生活関連	河川整備事業	永瀬川	多久市		東多久町 別府	内水対策	-	-	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため
3	河川	生活関連	河川整備事業	庄川	多久市		南多久町 下多久	内水対策	-	-	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため
4	河川	生活関連	河川整備事業	山犬原川	多久市		多久町 小侍	河川改修	-	-	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため
5	河川	生活関連	河川整備事業	別府川	多久市		東多久町 別府	河川改修	-	-	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため
6	河川	生活関連	河川整備事業	福所江	小城市		三日月町 樋口	河川改修	-	-	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため
7	河川	生活関連	河川整備事業	峰川	小城市		小城町 栗原	河川改修	-	-	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため
8	河川	生活関連	河川整備事業	西田川	鳥栖市		西田町	河川改修	-	-	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため
9	河川	生活関連	河川整備事業	西田川	鳥栖市		西田町	排水ポンプ増強	-	-	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため
10	河川	生活関連	河川整備事業	宝満川 (大木川水門)	鳥栖市		水屋町	内水対策	-	-	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため
11	河川	生活関連	河川整備事業	山ノ内川	鳥栖市			河川改修	-	-	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため

新規評価箇所総括表【二次評価に至らなかったもの】

様式2
担当課 河川砂防課

番号	種別	事業区分	事業名	箇所名等 (路河川・地区名)	施工箇所			事業概要	評価			判断	2次評価に至らなかった理由
					市町名	旧市町名	町・大字等		位置づけ	必要性・効果	実施環境		
12	河川	生活関連	河川整備事業	山下川	鳥栖市			河川改修	-	-	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため
13	河川	生活関連	河川整備事業	三本松	神埼市		神崎町本堀	排水ポンプ増強	-	-	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため
14	河川	生活関連	河川整備事業	馬場川	神埼市		千代田町下坂	排水ポンプ増強	-	-	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため
15	河川	生活関連	河川整備事業	通瀬川	三養基郡みやき町		北茂安町東尾	河川改修	-	-	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため
16	河川	生活関連	河川整備事業	通瀬川	三養基郡みやき町		東尾	排水ポンプ増強	-	-	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため
17	河川	生活関連	河川整備事業	前川	三養基郡みやき町		東尾	河川改修	-	-	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため
18	河川	生活関連	河川整備事業	牟田川	唐津市		浜玉町浜崎	内水対策	-	-	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため
19	河川	生活関連	河川整備事業	浦の谷川	唐津市		相知町佐里	内水対策	-	-	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため
20	河川	生活関連	河川整備事業	小川	唐津市		浜玉町平原	河川改修	-	-	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため
21	河川	生活関連	河川整備事業	岸山川	唐津市		北波多岸山	内水対策	-	-	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため
22	河川	生活関連	河川整備事業	有田川	西松浦郡有田町			河川改修	-	-	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため

新規評価箇所総括表【二次評価に至らなかったもの】

様式2
担当課 河川砂防課

番号	種別	事業区分	事業名	箇所名等 (路河川・地区名)	施工箇所			事業概要	評価			判断	2次評価に至らなかった理由
					市町名	旧市町名	町・大字等		位置づけ	必要性・効果	実施環境		
23	河川	生活関連	河川整備事業	古賀川	伊万里市		大坪町	河川改修	—	—	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため
24	河川	生活関連	河川整備事業	脇田川	伊万里市		脇田町	河川改修	—	—	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため
25	河川	生活関連	河川整備事業	黒尾岳川	伊万里市		松浦町	河川改修	—	—	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため
26	河川	生活関連	河川整備事業	六角川	武雄市		東川登町 永野	河川改修	—	—	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため
27	河川	生活関連	河川整備事業	入江川	嬉野市		塩田町 久間	排水ポンプ増強	—	—	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため
28	河川	生活関連	河川整備事業	浦田川	嬉野市		塩田町 馬場下	排水ポンプ増強	—	—	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため
29	河川	生活関連	河川整備事業	高良川	杵島郡 大町町		大町	排水ポンプ増強	—	—	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため
30	河川	生活関連	河川整備事業	塩田川	杵島郡 白石町		深浦	河川改修	—	—	C	Ⅲ	各種調査が不十分であり、地元調整が未了のため